修　繕　契　約　書

1　修　繕　名

2　修繕場所　　輪島市　　　　地内

3　履行期限　　令和　　年　　月　　日

4　契約金額　　金　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　円）

5　契約保証金　　金　　　　円（輪島市財務規則第110条第　　号により免除）

上記の修繕について、発注者　輪島市と受注者　　　　　　　とは、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条　受注者は、別紙の仕様書に基づき、契約金額をもって、履行期限までに修繕を完了しなければならない

（権利義務の譲渡等）

第2条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

（再委託等の禁止）

第3条　受注者は、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

（検査及び引渡し）

第4条　受注者は、修繕が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定による通知を受けた時は、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、修繕の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3　前項の規定による検査に合格したときをもって、修繕目的物の引渡しを完了したものとする。

（履行期限の延長）

第5条　受注者は、その責に帰することができない事由により、履行期限内に修繕を完了することができないときは、発注者に対し、その理由を明示して、履行期限の延長を求めることができる。ただし、延長の日数は発注者受注者が協議して定めるものとする。

（履行遅滞の場合の損害金等）

第6条　受注者の責に帰すべき事由により、履行期限内に修繕を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して履行期限を延長することができる。

2　前項の遅延違約金の額は、契約金額につき延長日数に応じ、年3パーセントの割合を乗じて得た額とする。

（請負代金の支払）

第7条　受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2　発注者は、前項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。

（遅延損害金）

第8条　発注者の責に帰すべき事由により、前条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、発注者に対して遅延利息の支払を請求することができる。

2　前項の遅延利息の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントを乗じて得た額とする。

（契約不適合責任）

第9条　発注者は、引き渡された修繕目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、別に定める場合を除き、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完を請求することができる。

2　前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3　第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

4　契約不適合が発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、追完請求、前項に規定する契約金額の減額の請求（以下「契約金額減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

5　発注者が契約不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、契約金額減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（発注者の解除権）

第10条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちに契約を解除することができる。

(1)　第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2)　修繕を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3)　受注者が修繕の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)　この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（発注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限）

第11条　前条各号に定める場合が発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

2　前条の規定により契約を解除した場合において、既納部分で検査に合格したものは、発注者の所有とし、発注者は当該部分に対する契約金額相当額を支払わなければならない。

（受注者の解除権）

第12条　受注者は、発注者の契約違反によって修繕を完了することが不可能となったときは契約を解除することができる。

2　前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（協議）

第13条　発注者及び受注者が本契約を実施するために必要な細部の事項及びこの契約書に定めのない事項については、その都度協議の上決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

 　　令和　　年　　月　　日

 発注者　　　　石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

 輪島市

輪島市長　　梶　　　文　秋

 受注者